

鈴鹿市公告第 12号

鈴鹿市では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)第5条第3項の規定により、「鈴鹿市不燃物リサイクルセンター2期事業」に関する実施方針について公告する。

平成19年2月15日

鈴鹿市長 川岸 光男

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター 2 期事業

実 施 方 針

平成 1 9 年 2 月 1 5 日

目 次

I	特定事業の選定に関する事項.....	1
II	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
III	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に 関する事項	10
IV	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	12
V	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に 関する事項	15
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	15
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	16
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	16
	【参考資料 事業スキーム】	17
	【参考資料 位置図】	18
	第1号様式	19
	第2号様式	20

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター２期事業

(2) 公共施設等の管理者等の名称

鈴鹿市長 川岸 光男

(3) 事業の目的

鈴鹿市不燃物リサイクルセンター２期事業（以下「本事業」という。）は、鈴鹿市（以下「市」という。）内で発生する不燃・粗大ごみ及びプラスチックごみの適正な処理を行うため、不燃・粗大ごみ処理施設、容器包装プラスチック処理施設及び最終処分場（３施設を総称して、以下「施設」という。）を新設し、維持管理・運営するとともに、既存施設の一部を維持管理・運営することを目的とする。

(4) 事業の概要等

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「ＰＦＩ法」という。）に基づき、選定事業者（以下「事業者」という。）が市と事業契約を締結し、市内に新たに施設を設計・建設した後、市に所有権を移転し、事業者は、事業期間中、施設及び既存施設の一部の維持管理・運営を行うＢＴＯ方式により実施する。

1) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

①不燃・粗大ごみ処理施設

- ・設計・建設期間：平成２０年４月から平成２３年３月まで３年間
- ・維持管理・運営期間：平成２３年４月から平成４１年３月まで１８年間

②容器包装プラスチック処理施設

- ・設計・建設期間：平成２０年４月から平成２２年３月まで２年間
- ・維持管理・運営期間：平成２２年４月から平成４１年３月まで１９年間

③最終処分場

- ・設計・建設期間：平成２３年４月から平成２６年３月まで３年間
- ・維持管理・運営期間：
 - 既設分：平成２３年４月から平成２６年３月までの３年間
 - 新設分：平成２６年４月から平成４１年３月までの１５年間
- ・埋立終了後管理期間：平成４１年４月から平成４３年３月まで２年間

事業者は、事業期間終了と同時に速やかに退去するものとする。なお、事業期間終了後の措置については、平成38年4月を目処に協議を開始するものとする。このとき、事業期間終了後も引き続き施設及び既存施設の一部の健全性が保たれ、環境要件を満たすことなど各種の条件について、市と事業者が合意に至った場合は、維持管理・運營業務に関する契約を事業者と新たに締結することができるものとする。

2) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

①施設の設計

(ア) 施設の設計

(イ) その他関連業務（生活環境影響調査、循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請の資料作成支援（関連機関との協議を含む。）、施設設置許可等許認可申請、都市計画に関する資料作成支援等）

②施設の建設工事

(ア) 施設の建設工事

(イ) 工事監理業務

(ウ) 施設の移管業務

(エ) その他関連業務

③施設の維持管理・運営

(ア) 不燃・粗大ごみ処理施設及び容器包装プラスチック処理施設の維持管理・運営

- ・廃棄物の受入業務
- ・施設の受付業務
- ・施設の運転管理業務
- ・施設の維持管理業務（施設の維持管理、点検・保守、その他一切の修理業務を含む。）
- ・施設の情報管理業務
- ・施設の環境管理業務
- ・生成物の資源化業務
- ・その他関連業務

(イ) 最終処分場の維持管理・運営

- ・廃棄物の受入業務
- ・施設の受付業務
- ・廃棄物の埋立業務
- ・浸出水処理施設の運転管理業務
- ・施設の維持管理業務（施設の維持管理、点検・保守、その他一切の修理業務を含む。）
- ・施設の情報管理業務
- ・施設の環境管理業務
- ・既存最終処分場に係る上記業務
- ・既存最終処分場に係る最終覆土業務
- ・その他関連業務

(ウ) 最終処分場の埋立終了後の管理

- ・最終覆土業務
- ・浸出水処理施設の運転管理業務
- ・施設の維持管理業務（施設の維持管理，点検・保守，その他一切の修理業務を含む。）
- ・施設の情報管理業務
- ・施設の環境管理業務
- ・その他関連業務

3) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり，市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- ①市は，事業者が実施する施設及び既存施設の一部の設計，建設工事にかかる対価を，建設一時支払金及び割賦料として事業期間中にわたって事業者を支払う。
- ②市は，事業者が実施する施設及び既存施設の一部の維持管理・運営にかかる対価を，委託料として運営期間にわたって事業者を支払う。委託料は，物価変動に基づき，年に1回見直す。また，委託料は，固定料金と変動料金（廃棄物搬入量に応じて変動）で構成されるものとする。
- ③市は，環境省による交付金を受ける予定である。

(5) 事業のスケジュール（予定）

- | | |
|---|-------------------|
| (ア) 事業予定者選定 | 平成19年12月 |
| *事業予定者は，平成20年1月までに，本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を市内に設立する。 | |
| (イ) 仮契約 | 平成20年 1月 |
| (ウ) 契約議案の議会への提出 | 平成20年 3月 |
| (エ) 特定事業契約の締結 | 平成20年 3月 |
| (オ) 施設の設計・建設 | 平成20年 4月～ |
| (カ) 施設の維持管理・運営 | 平成22年 4月～平成41年 3月 |

(6) 法令等の遵守

市及び事業者は本事業を実施するにあたり，PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（以下「PFI基本方針」という。）のほか，廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ，必要な関係法令，条例，規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたっての考え方

市は，PFI法，PFI基本方針及び「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」などを踏まえ，市自らが実施する場合と比較して，民間事業者が実施すること

により、効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性等を勘案した上で、本事業を特定事業として選定する。

(2) 特定事業の選定手順

1) P F I 事業として実施することの定性的評価

本事業を P F I で実施する場合で、施設の設計、建設、維持管理・運営の水準の向上等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を、定性的な観点から評価する。

2) 市の財政負担見込額による定量的評価

本事業を市自らが実施する場合の財政負担額と P F I で実施する場合の財政負担額を比較することにより評価する。

3) 事業者に移転するリスクの評価

本事業を市自らが実施する場合に比して、P F I で実施する場合は各種のリスクを事業者に移転することとなるため、この効果について定性的に評価する。

4) 上記による総合的评价

上記の定量的評価、定性的評価並びに、本実施方針等に関する質問・意見を総合的に勘案し、本事業を P F I 事業とすることの可否を評価する。

5) その他

市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公告の手続をもって行うほか、市ホームページへの掲載等により公表する。

なお、特定事業の選定を行わないことにした場合においても同様に公表する。

Ⅱ 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、総合評価一般競争入札により行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

平成19年 2月15日（木）	実施方針の公表
平成19年 2月22日（木）	実施方針に関する説明会
平成19年 2月26日（月） ～ 3月 9日（金）	実施方針に対する質問等の受付
平成19年 3月30日（金）	実施方針に対する質問等への回答の公表
平成19年 4月12日（木）	特定事業の選定・公表
平成19年 7月 6日（金）	入札公告、入札説明書等の交付・公表
平成19年 7月13日（金）	入札説明書に対する説明会、現地見学会
平成19年 7月中旬	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
平成19年 8月上旬	入札説明書等に関する質問回答の公表（第1回）
平成19年 8月下旬	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
平成19年 9月上旬	入札説明書等に関する質問受付（第2回）
平成19年 9月下旬	入札説明書等に関する質問回答の公表（第2回）
平成19年10月下旬	入札及び提案書の受付
平成19年12月下旬	落札者決定・公表
平成20年 1月下旬	仮契約締結
平成20年 3月下旬	特定事業契約締結

(2) 応募手続き等

1) 実施方針に関する説明会

民間事業者に本事業への参加を求めるため、実施方針に関する説明会を開催し、事業の内容、事業者の募集及び選定に関する事項等に関し、説明を行う。

- ・日 時：平成19年2月22日（木）午後1時30分～午後3時
- ・場 所：鈴鹿市男女共同参画センター ジェフリーすずか 3階ホール

住所：三重県鈴鹿市神戸二丁目15番18号

電話：059 - 382 - 9015（環境部 開発整備課（当日連絡先））

- ・参加申込：説明会の参加希望者は、平成19年2月20日（火）必着で鈴鹿市役所環境部開発整備課宛に持参、ファクシミリ又はEメールにより提出すること。（添付の第1号様式）

ファクス 059 - 382 - 2214

Eメール kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp

＊参加状況によっては、１社あたりの人数を制限することがある。

＊説明会で実施方針の配布は行わない。

2) 実施方針に関する質問等の受付

実施方針に関する質問等を次のとおり受け付ける。

- ・受付期間：平成１９年２月２６日（月）～３月９日（金）
- ・受付方法：鈴鹿市役所環境部開発整備課宛に持参，ファクシミリ又はＥメールにより提出すること。（添付の第２号様式）
ファクス 059 - 382 - 2214
Ｅメール kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp

3) 実施方針に関する質問等への回答の公表

実施方針に関する質問等への回答書を希望者に対し，次のとおり配布する。また，鈴鹿市のホームページにおいて，同日から回答書を公表する。

- ・日 時：平成１９年３月３０日（金）午前９時～午後５時
- ・場 所：鈴鹿市役所環境部開発整備課

4) 特定事業の選定・公表

実施方針に関する意見を踏まえ，ＰＦＩ事業として実施することが適切であると認める場合，本事業を特定事業として選定し，平成１９年４月１２日（木）に公表する。

5) 入札公告，入札説明書等の交付・公表

特定事業の選定を踏まえ，平成１９年７月６日（金）に入札公告を行い，入札説明書及び付属資料（要求水準書，特定事業契約書（案），落札者決定基準，様式集）を交付する。

6) 入札説明書に対する説明会，現地見学会

入札説明書に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。

①説明会

- ・日 時：平成１９年７月１３日（金）午前１０時～午前１１時３０分
- ・場 所：鈴鹿市男女共同参画センター ジェフリーすずか ３階ホール
住所：三重県鈴鹿市神戸二丁目 15 番 18 号
電話：059 - 382 - 9015（環境部 開発整備課（当日連絡先））

②現地見学会

- ・日 時：平成１９年７月１３日（金）午後１時３０分～午後３時
- ・場 所：現地

＊現地集合とする。なお、雨天時の催行判断については、説明会にて示す。

＊自家用車（商用車等を含む。）での来場は不可とする。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

（１）入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ①入札参加者は、施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）及び施設及び既存施設の一部を維持管理・運営を実施する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、入札参加者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- ②入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- ③一入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。ただし、市が事業予定者との特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- ④落札者は、仮契約締結までにＳＰＣを設立するものとし、代表企業及び構成員はＳＰＣに対して出資を行うものとする。
- ⑤ＳＰＣには、廃棄物処理施設技術管理者（破碎・リサイクル施設、一般廃棄物最終処分場）になり得る資格を有するものを配置するものとする。
- ⑥入札参加者の構成員は、ＳＰＣから請け負った業務について、事前に市に通知した場合には、その他の第三者に委託、又は下請人を使用することができるものとする。

（２）入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、次の参加資格要件を満たす構成員を含むものとする。

- ①本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ②本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ③設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。
 - （ア）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること、又は、建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定により、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。
 - （イ）鈴鹿市契約規則による入札参加有資格者名簿（コンサルタント）に搭載されていること。
- ④建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、建設企業が複数の構成員による場合は、全構成員によって参加資格要件を満たしていればよい。
 - （ア）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木一式工事、

清掃施設工事一式につき特定建設業の許可を受けていること。

- (イ) 建設業法第27条の23第1項に規定する土木一式工事に関わる経営事項審査で、土木工事の総合評定値が1200点以上であること。同様に清掃施設工事の総合評定値が800点以上であること。
- (ウ) 鈴鹿市契約規則による入札参加有資格者名簿に登載されている者で、土木工事、清掃施設工事に登録していること。
- (エ) 平成10年6月17日以降、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」の改正後に元請として、廃棄物埋立容量50,000m³以上の一般廃棄物最終処分場の施工実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものである。
- (オ) 平成8年度以降に元請として、施設規模20t/日以上 of 粗大ごみ破碎処理の施工実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものである。
- (カ) 平成12年度以降に元請として、施設規模5t/日以上 of 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」で規定されるその他プラスチック製の容器包装の選別施設の施工実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものである。
- ⑤運営企業は、以下の実績を全て満たしていること。なお、運営企業が複数の構成員による場合は、全構成員によって参加資格要件を満たしていればよい。
- (ア) 平成10年6月17日以降、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」の改正後に、一般廃棄物最終処分場または産業廃棄物最終処分場（管理型）の管理実績（埋立管理及び水処理施設管理）を有していること。
- (イ) 平成8年度以降にリサイクルプラザ、リサイクルセンターもしくは粗大ごみ処理施設で施設規模20t/日以上 of 管理実績を有していること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ②鈴鹿市契約規則第2条第1項の規定に該当する者。
- ③鈴鹿市建設工事等に係る資格停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- ⑥商法に基づく会社整理の申立てがなされ又は整理開始命令がなされた者
- ⑦破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- ⑧清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）

に基づく特別清算開始命令がなされた者。

⑨手形交換所による取引停止処分を受けている者。

⑩最近1年間の法人税，消費税（地方消費税を含む。），事業税，法人市民税，固定資産税を滞納している者。

⑪市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者，又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業に関し，市のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社 東京都多摩市関戸一丁目7番地5

なお，本実施方針において，「資本面において関連のある者」とは，総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し，又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい，「人事面において関連のある者」とは，当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

（４）参加資格の確認

参加資格の確認は，参加表明書の提出日とする。ただし，参加資格確認後，入札結果の公表までの期間，及び落札者決定後，仮契約締結までの期間に，入札参加者または入札参加者を構成する企業が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には，失格とする。

4 審査及び選定に関する事項

（１）審査委員会の設置

入札書類等の審査に当たっては，学識経験者及び市の職員で構成する審査委員会を設置する。市は，審査委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに，落札者を決定する。

（２）審査の手順及び方法

1) 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について，入札参加資格要件の具備を確認し，参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

2) 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って，審査委員会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い，最優秀提案を選定する。総合評価は，入札参加者の提出した提案内容及び入札金額について，各評価項目ごとに評価に応じて得点を付与し，得点の合計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

3) 審査事項

審査事項は「入札説明書」に添付する「落札者決定基準」に示す。

4) 審査結果

審査結果は鈴鹿市ホームページ等において公表する。

Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における施設の整備，施設及び既存施設の一部の維持管理・運営の責任は，原則として事業者が負うものとする。ただし，市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については，別途事業者との協議のうえ，市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は，原則として別表に定めるとおりとし，責任分担の程度や具体的な内容については，特定事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況の監視

市は，事業者が実施する施設の整備，施設及び既存施設の一部の維持管理・運営について，定期的に監視を行う。監視の方法，内容等については，特定事業契約に定める。

また，事業者の提供する施設の整備，施設及び既存施設の一部の維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合，市は事業者に対して改善勧告を行い，改善策の提出・実施を求めるとともに，必要に応じて，サービスに対する支払の減額等を行うことができることとする。

表 リスク分担表（案）

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	入札図書リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	議会を含む市の事由により契約が結べない等 注1	△	△
		事業者の事由により契約が結べない等 注1	△	△
	計画変更リスク	市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、維持管理・運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	本事業に直接関係する税制度の変更等	○	
		上記以外の税制度の変更等		○
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募コスト	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ（設計・建設に関するもの） 注2	△	○
		施設の供用開始後のインフレ、デフレ（維持管理・運営に関するもの）	○	
	金利変動リスク	提案時から融資実行時までの金利変動	○	
		融資実行時以降の金利変動		○
設計段階	設計変更	市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査の誤りリスク	市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
建設段階	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料、他関連工事に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準の不適合（施工不良を含む）		○
運営段階	受入廃棄物の品質リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 注5	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等	○	△
	性能リスク	要求水準の不適合		○
事業終了時	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

注1）契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2）最終処分場については市が負担する。

注3）事業者の提案時におけるミスによる場合は事業者が負担する。

注4）不可抗力の場合、事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。

注5）事業者が実施すべき確認を怠っていた場合は、事業者が負担する。

IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 建設予定地

三重県鈴鹿市国分町地内

2 用地面積

リサイクルセンター 約2.4ヘクタール

最終処分場 約2.2ヘクタール

3 施設の概要

(1) 不燃・粗大ごみ処理施設

1) 施設規模

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ①不燃粗大ごみ処理系統 | 44 t / 日以上, 稼働日 235 日以上 |
| ②ペットボトル処理系統 | 2 t / 日以上, 稼働日 235 日以上 |
| ③有害ごみ処理系統 | 2 t / 日以上, 稼働日 235 日以上 |
- 各系統は1日あたり5時間での稼働とし, 設備立ち上げ立ち下げの時間を除く。

2) 対象廃棄物

系 統	ごみ種別	状 態・主な対象物
①不燃・粗大ごみ処理系統	不燃ごみ	容器包装プラスチック以外のプラスチック 金属製品 (なべ・フライパンなど) くつ, かさ, 電球など
	不燃性粗大ごみ	大型電化製品 (テレビ, エアコン, 洗濯機, 冷蔵庫・ 冷凍庫の家電4品目とパソコンを除く) 木製家具, ガスレンジ, 自転車, 原付バイク (50cc まで), バッテリー, マットレス, カーペットなど
②ペットボトル処理系統		ペットボトル
③有害ごみ処理系統		乾電池, 蛍光管, 鏡, 水銀体温計

3) 処理の概要

- ①不燃・粗大ごみ処理系統
- ・不燃・粗大ごみの一次, 二次破碎設備
 - ・可燃性粗大ごみの破碎
 - ・破碎物の鉄・アルミの選別, 圧縮
 - ・破碎物の粒度選別
 - ・破碎物の風力選別
 - ・選別プラスチックの減容固化
 - ・各処理物の保管

②ペットボトル処理系統

- ・ペットボトルの選別
- ・ペットボトルの圧縮・梱包
- ・ペットボトルの貯留

③有害ごみ処理系統

- ・蛍光管の破碎
- ・有害ごみの選別
- ・各処理物の保管

※不燃・粗大ごみ処理系統においては、収集された不燃・粗大ごみ及び直接搬入された不燃・粗大ごみ全量について以下のものを選別・分別する作業を不燃・粗大ごみ受入確認ヤードで行う。

- ・可燃物：(ビデオテープ・カセットテープ・衣類・木材・紙類・紐(縄)・花火、マッチ・人形・発煙筒・医療廃棄物(チューブ)他多数)
- ・不燃物：(スクラップ・鉄類・缶類・鍋・フライパン・レンジ・家電コード切断他多数)
- ・危険物：(スプレー缶・ライター・注射器・車両及びバイクナンバープレート・バッテリー・消火器・各種ボンベ他多数)
- ・有害物：(電池・蛍光管・体温計・鏡他)
- ・家電四品目：(冷蔵庫・テレビ・クーラー・洗濯機)及びパソコン
- ・乾燥剤：(消石灰)
- ・びん：(瓶の収集車及び直接搬入される空瓶を三色に選別する。あきびんはキャップを取り、無色(白色)・茶色・その他(青色・緑色・黒色)に選別し所定の方法にて処理する。)

(2) 容器包装プラスチック処理施設

1) 施設規模

22 t / 日以上, 稼働日 202 日以上

2) 対象廃棄物

ビニール袋・ラップ・トレイ・卵などのパック, 各種容器等の容器包装プラスチック

3) 処理の概要

- ・容器包装プラスチックの粗破碎
- ・容器包装プラスチックの風力選別
- ・容器包装プラスチックからの鉄選別, 圧縮
- ・容器包装プラスチックからの不適物の手選別
- ・容器包装プラスチックの圧縮梱包
- ・各処理物の保管

(3) 最終処分場

1) 埋立容量

廃棄物埋立容量：約 90,000m³（維持管理・運営期間中の廃棄物容量）

2) 対象廃棄物

鈴鹿市から発生する以下の一般廃棄物

- ・ 破碎不燃物
- ・ 選別プラスチック減容固化物
- ・ 直接搬入土砂がれき

(4) 既設最終処分場

1) 埋立容量

①埋立容量：約 335,900m³

②浸出水処理施設規模：450m³／日（日平均）

③浸出水調整池容量：2,300m³

2) 対象廃棄物

鈴鹿市から発生する以下の一般廃棄物

- ・ 破碎不燃物
- ・ プラスチック固化物
- ・ 直接搬入土砂がれき

V 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、特定事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は特定事業契約を解約することができる。
- (3) (1)、(2)の規定により市が特定事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解約することができるものとする。
- (2) (1)の規定により事業者が特定事業契約を解約した場合、市は、事業者が生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、特定事業契約を解約することができるものとする。

4 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者
に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

Ⅶ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する
事項は、次のとおりである。

- 1 市は、施設の設計、建設に係る費用の一部について、環境省による循環型社会形成
推進交付金を受ける予定である。
- 2 事業者は、事業期間中、当該事業用地を無償使用することができる。
- 3 市は、事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けるこ
とができるよう努める。
- 4 市は、事業者に対し、補助、出資等の支援は行わない。

Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、事業契約の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

鈴鹿市環境部開発整備課

〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

電 話 059 - 382 - 9015

ファクス 059 - 382 - 2214

E-mail kaihatsusebi@city.suzuka.lg.jp

【参考資料 事業スキーム】

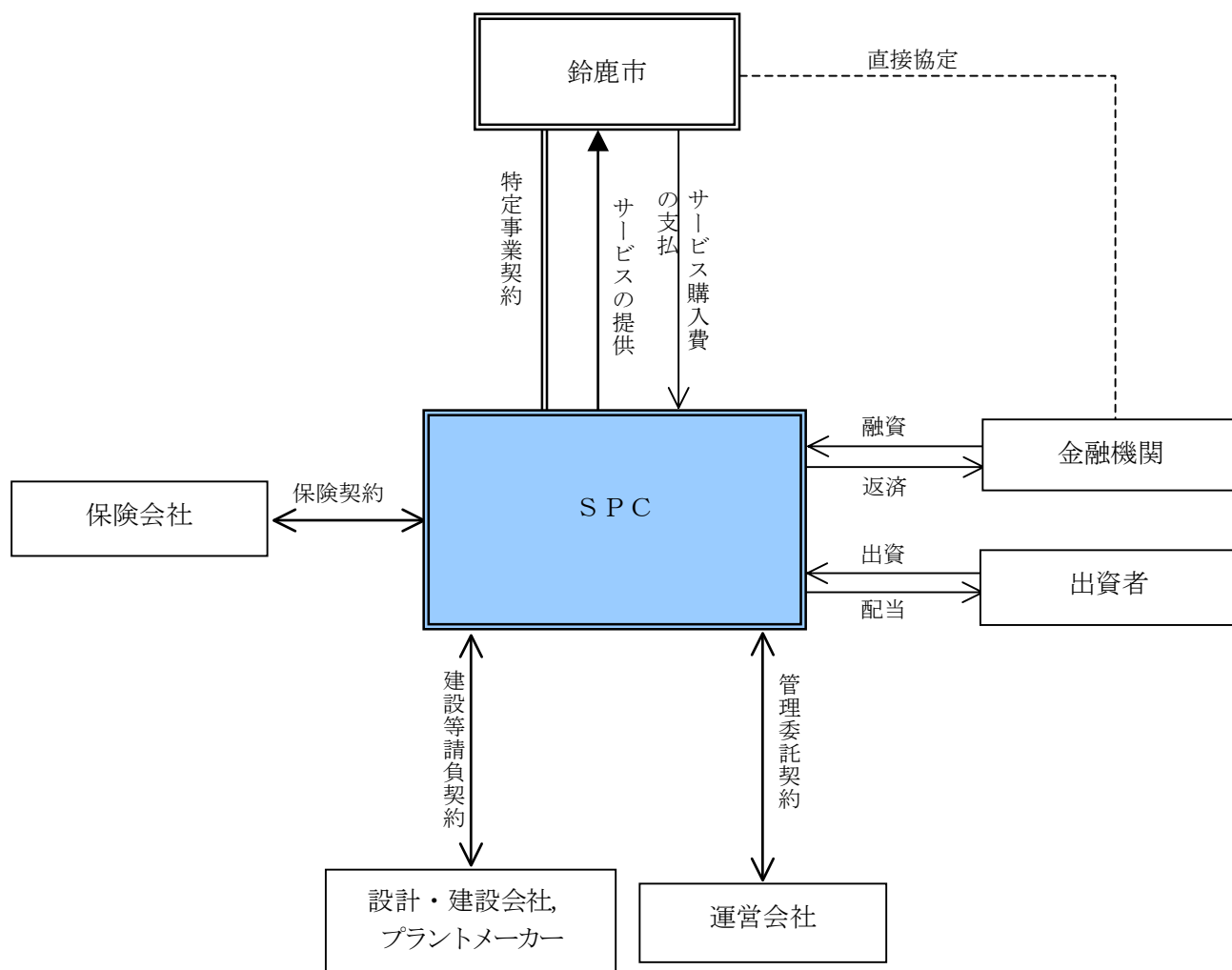


図 PFI方式事業スキーム（BTO方式）

【参考資料 位置図】

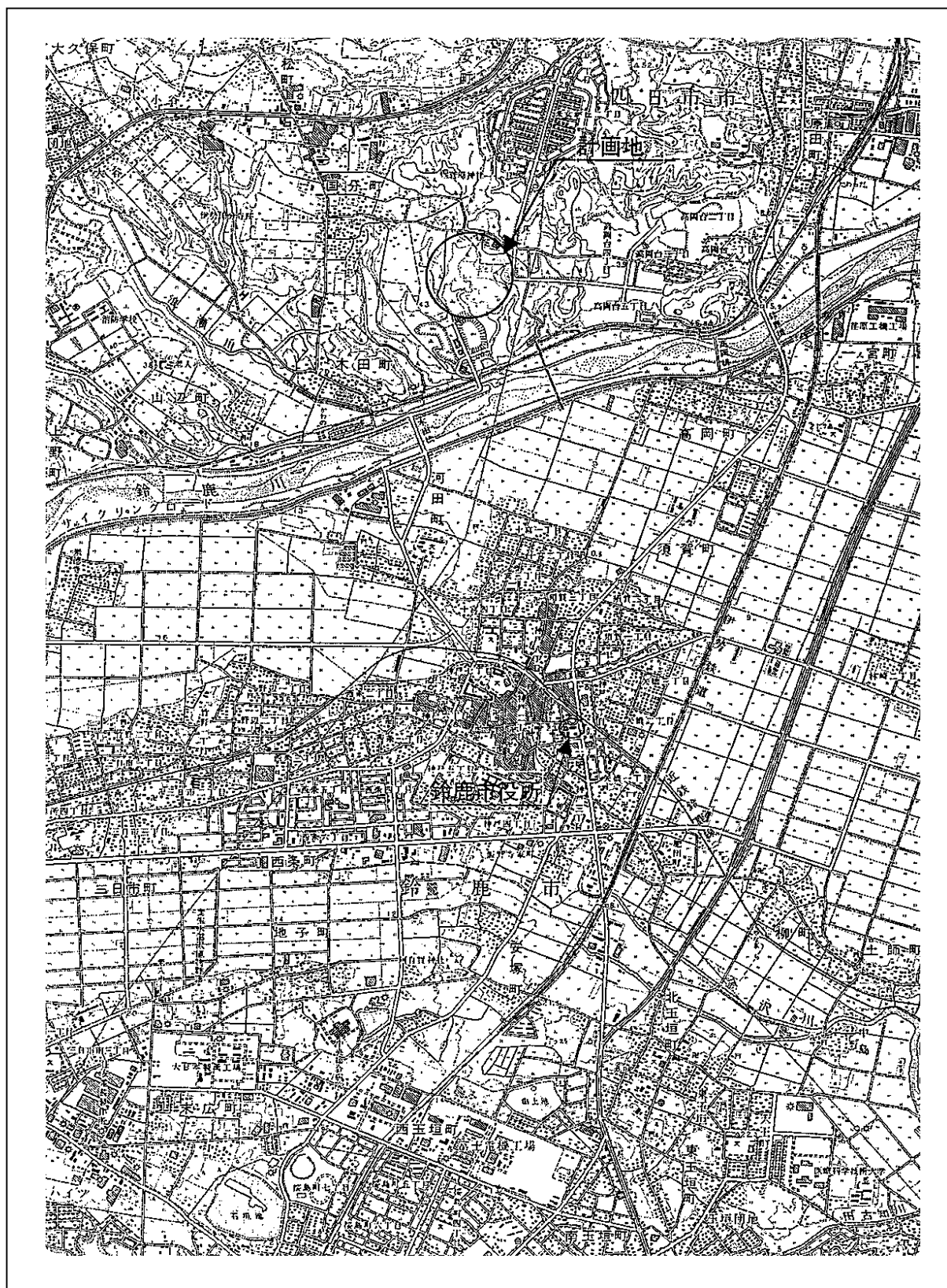


図 鈴鹿市不燃物リサイクルセンター計画地